

政府管掌健康保険の公法人化について

- 政府管掌健康保険の公法人化について…………… 1
- 社会保険庁における健康保険業務の移管に向けた検討・準備について… 6

政府管掌健康保険の公法人化について

- 政府管掌健康保険については、昨年6月の健康保険法改正により、平成20年10月に国から切り離した公法人(全国健康保険協会)を設立することとなっており、昨年11月、設立委員が任命され、設立準備のための議論が開始されたところ。
- 設立委員会においては、定款や事業計画、予算、職員の労働条件・採用基準等の策定、職員の採用の可否の決定等、法人の設立準備行為を行うこととなっており、協会の発足の概ね1年前となる平成19年秋までを目途として、法人の理念・運営方針や組織人員の骨格、職員の採用基準・労働条件を固めることができるよう、検討を進めていくこととなっている。

[委員会の開催スケジュール]

- ・第1回(平成18年11月14日)
- ・第2回(平成19年1月30日)
- ・第3回(平成19年3月29日(予定))

政府管掌健康保険の公法人化について

改革の視点

○ 都道府県単位の財政運営

国と切り離れた保険者として全国健康保険協会を設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

○ 財政運営の安定化

被用者保険の最後の受け皿であることから、解散を認めない法人として政府により設立し、財政運営の安定化のために必要な措置を講ずる。

○ 自主・自律の保険運営

保険料を負担する被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営を確保するとともに、非公務員型の法人とし、業務の合理化・効率化を推進する。

国(厚生労働省)

厚生労働大臣

制度の企画・立案

社会保険庁

政管健保の保険者事務の実施

- 全国一本の保険運営
- 全国一本の保険料率
- 厚生年金と一体の適用徴収

保険者機能の発揮

- ・ 運営の自主性・自律性
- ・ 給付と負担の公平

国(厚生労働省)

公法人(全国健康保険協会)

設立・監督

運営委員会

(事業主3名、被保険者3名、学識経験者3名により構成)

理事長

予算、事業計画、保険料率の変更等の重要事項について議を経る

A県支部

評議会

a%

県単位で保健事業等の事業運営について意見を聴く(事業主・被保険者・学識経験者により構成)

Z県支部

評議会

z%

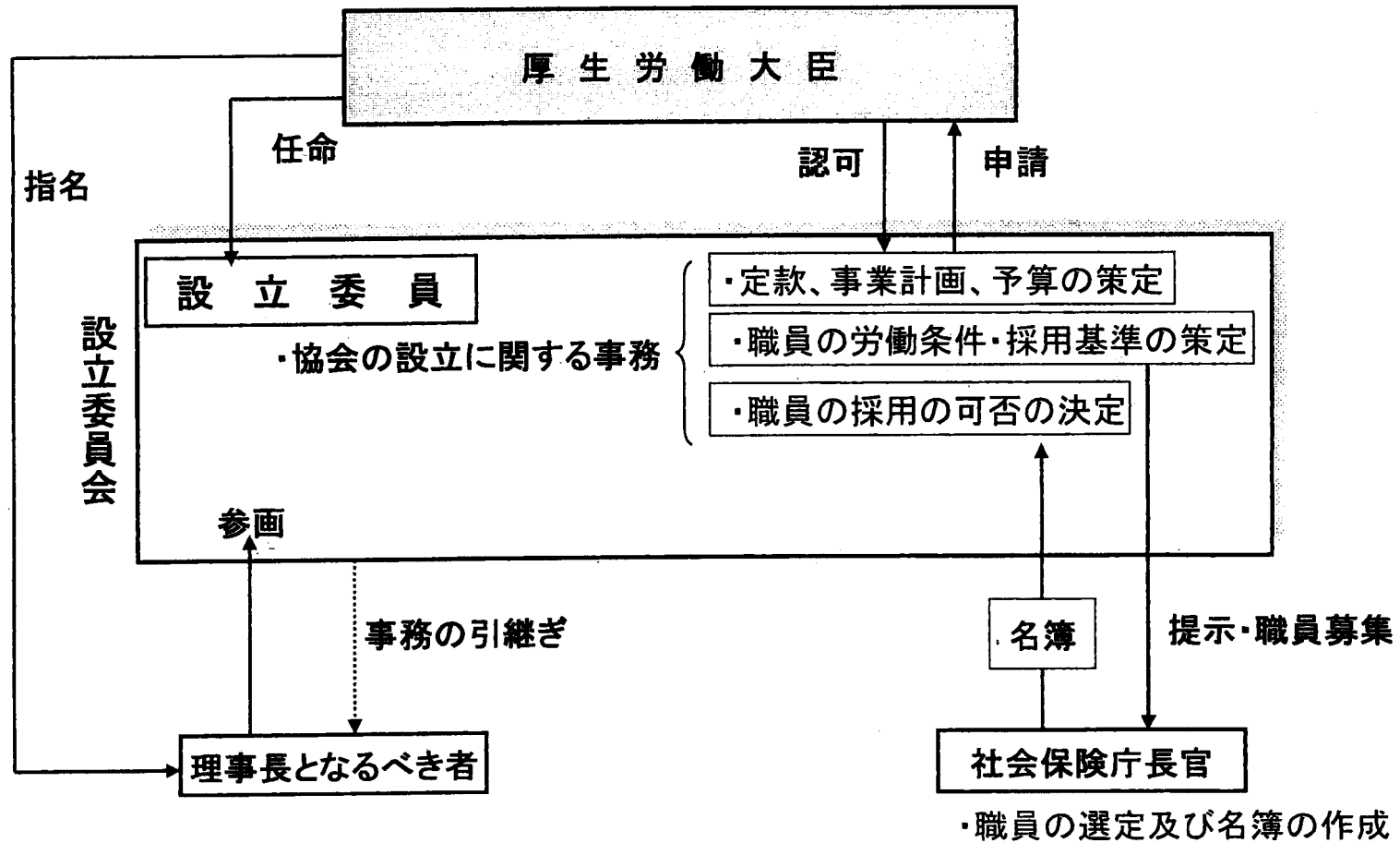
県単位での保険料率に基づく財政運営

監事

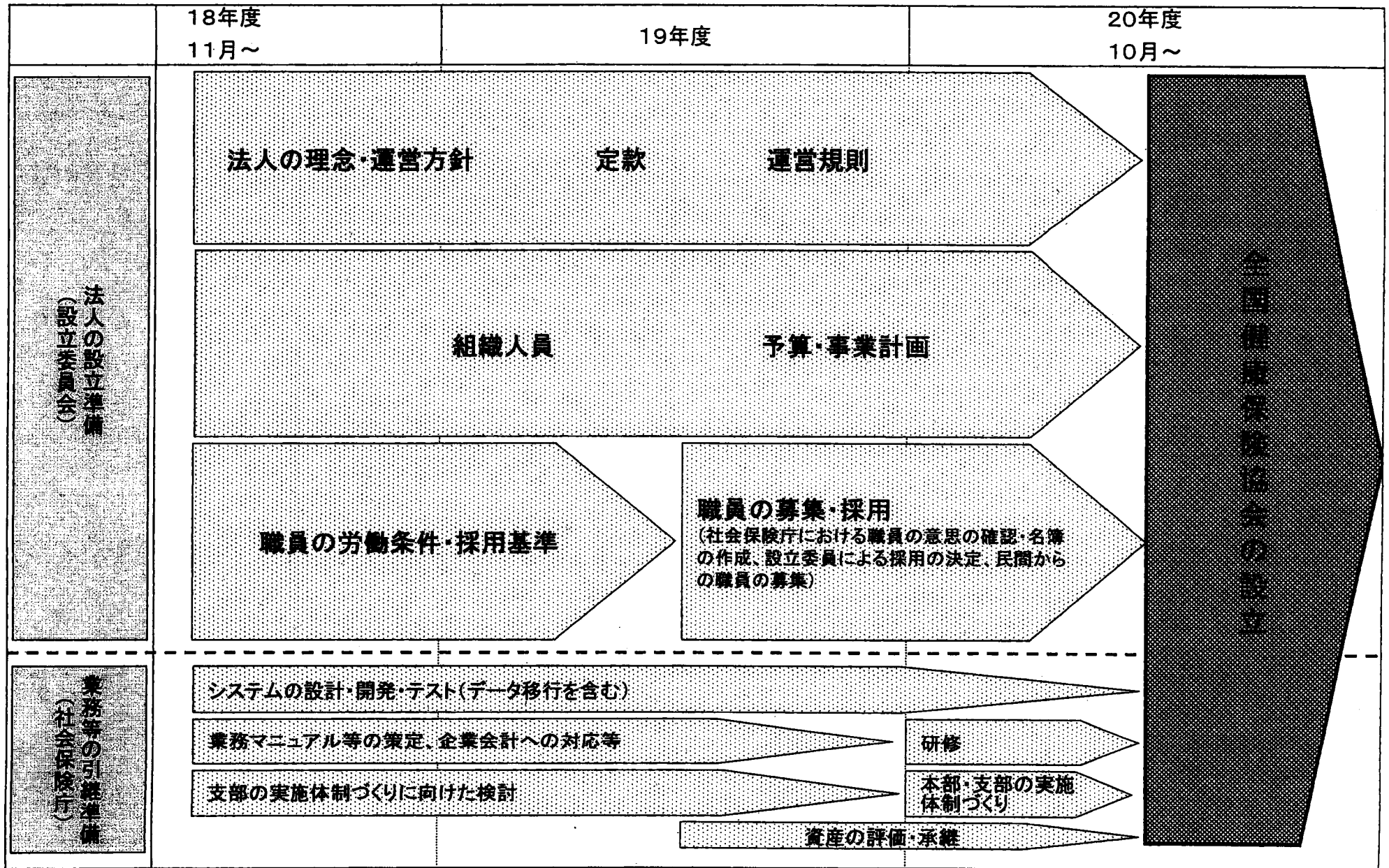
外部監査

全国健康保険協会の設立委員について

- 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、定款の作成等の設立に関する事務を処理させる。
- 設立委員は、協会の職員の労働条件及び採用基準を作成する。社会保険庁からの職員の採用については、社会保険庁長官を通じて、募集を行う。

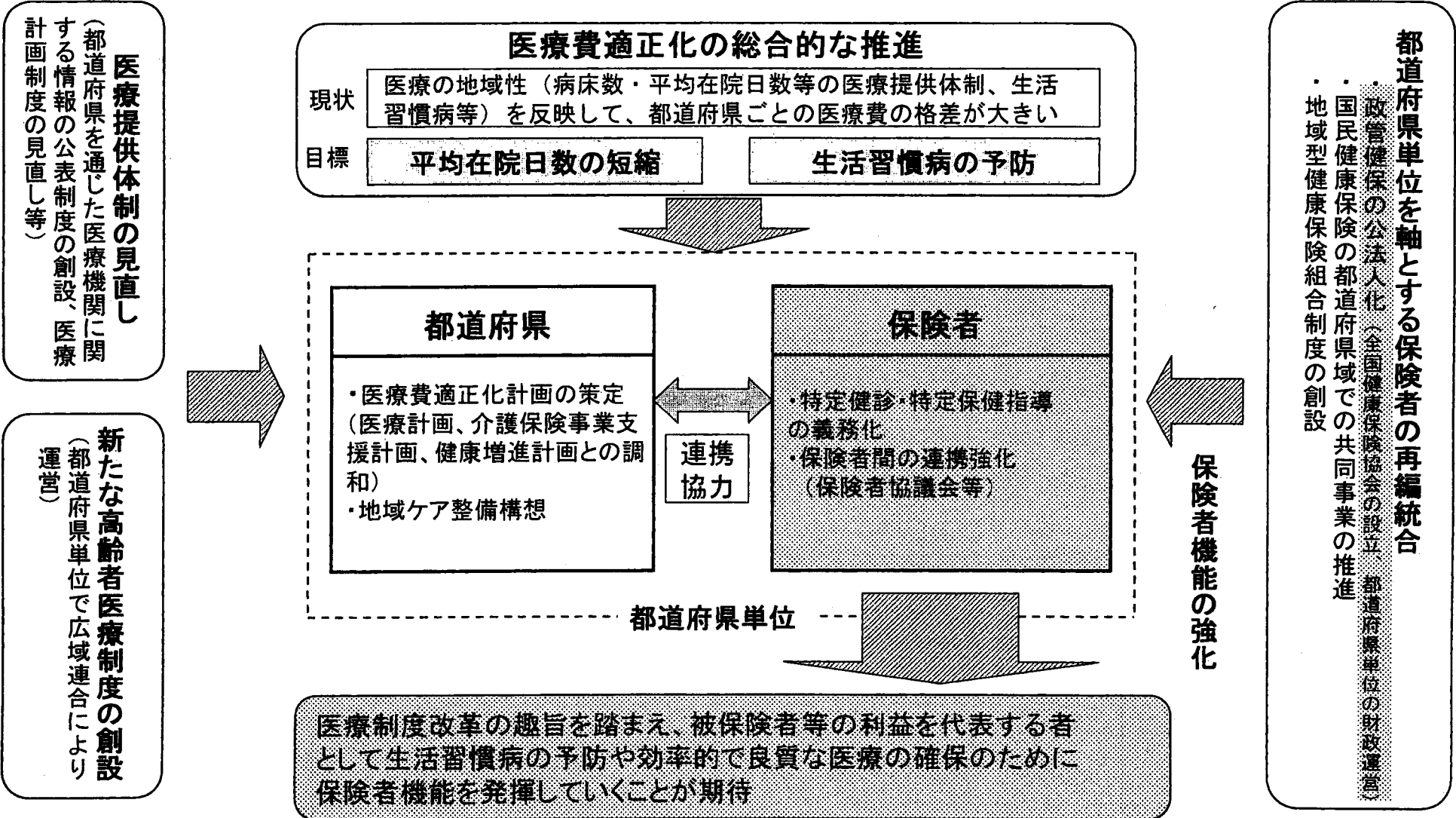


全国健康保険協会の設立に向けてのスケジュールのイメージ



医療制度改革における保険者の役割

～医療費適正化と都道府県単位を軸とする保険者の再編統合～



社会保険庁における健康保険業務の移管に向けた検討・準備について

社会保険庁においては、平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、協会に業務を移管するための検討・準備を進めていく必要がある。

このため、平成18年8月から、5社会保険事務局(秋田、福島、三重、愛媛、福岡)において、全国のモデルとなる取組を先行的に開始したところである。平成19年度は、全社会保険事務局において、公法人化を見据えた体制づくりや業務の移管等のための検討・準備を進めていくこととしている。

I. 被保険者等の意見を反映した事業運営の推進

1. 広報・情報提供の推進

政府管掌健康保険に関する広報・情報提供について、都道府県ごとの運営状況や公法人化に関する情報も含め、その充実を図る。

2. 健康保険事業に関する懇談会の開催

政府管掌健康保険の健康保険事業について、都道府県単位で事業主・被保険者等から構成される懇談会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、被保険者等からのご意見を踏まえ、地域の実情を踏まえた事業運営を推進する。

3. 健康保険委員制度の実施

健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、モニターなど、事業に協力していただく被保険者を委嘱する健康保険委員(健康保険サポーター)制度を実施する。